直方市における

人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況(令和6年度採用試験)

区分	受験者数	最終合格者数
事務職(社会人経験者枠)	40 人	4人
土木技師:1回目	2人	0人
事務職:1回目	189 人	2人
土木技師:2回目	10 人	1人
学芸員(埋蔵文化財):1回目	22 人	1人
事務職(障がい者枠):1回目	22 人	0人
学芸員(埋蔵文化財): 2回目	7人	0人
事務職:2回目	71 人	4人
事務職(障がい者枠):2回目	6人	0人
土木技師:3回目	5人	0人
事務職:3回目	51 人	3人
学芸員(埋蔵文化財):3回目	1人	1人
土木技師:4回目	1人	0人
保健師	2人	0人
特定任期付職員(統括保健師)	1人	1人
特定任期付職員(弁護士)	1人	1人
消防職	23 人	5人

[※] 最終合格者数は、合格者名簿に掲載された者の数

(2) 定員の状況 (単位:人)

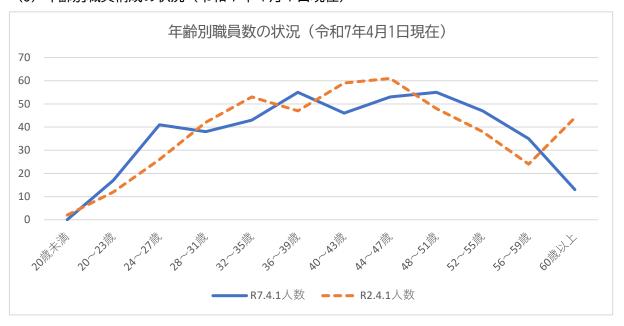
		区分	職員		対前年	(十世:)()
部門					増減数	主な増減理由
	1		令和6年度	令和7年度	差引	
		議会	5	5		
		総務	85	88	3	广 气 仕職者 ひ 悦
		(うち選管) 【うち監査】	(1) [3]	(1) 【3】	3	病気休職者の増
		税務	22	23	1	欠員補充による増
	_	労働	0	0		
**	般行政部門	農林水産 (うち農委)	13 (4)	12 (4)	▲ 1	農業委員会(農事相談担当)職員の欠員
当通	部	商工	12	10	▲ 2	産業イノベーション推進係の廃止に伴う減
会計	門	土木	58	51	▲ 7	建築士の配置換えによる減
普通会計部門		民生	43	43		
[7]		衛生	35	34	▲1	コロナワクチン担当の廃止に伴う減
		計	273	266	▲ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.49 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数52.13人)
		教育	44	45	1	学校担当の技術職配置に伴う増
		消防	63	63		
		小計	380	374	A 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数65.53 人)
公		水道	23	21	▲2	技術職員の退職に伴う減
公営 等企業		下水道	13	13		
業		その他	34	35	1	国保担当職員の配置換えによる増
合計		450	443	▲ 7		

[※] 各年度4月1日現在の職員数を計上。職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、 派遣職員などを含み、臨時職員、非常勤職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く。

[※] 人口1万人当たり職員数については、小数点第3位を四捨五入して算出。

^{※ 「}類似団体」とは、全ての市区町村を、指定都市、中核市、特例市、特別区、一般市、町村の区分ごとに分け、一般市 と町村については、さらに、その人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)の2つの要素を基準としてグループに分け たもの。表中の類似団体の値は、本市と同じグループに属する自治体の平均値を示す。(類似団体の値は以下同じ。)

(3) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



(単位:人)

区	20 歳	20~	24~	28~	32~	36~	40~	44~	48~	52~	56~	60 歳	計
分	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上	ēΙ
人数	0	17	41	38	43	55	46	53	55	47	35	13	443

(4) 職員数の推移

	令和	令和	令和	令和	令和	令和	5年前との
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	比較
一般行政	270	279	276	269	273	266	▲ 4
教育	58	47	47	45	44	45	▲ 13
消防	58	59	57	61	63	63	5
普通会計計	386	385	380	375	380	374	▲ 12
公営企業等	70	70	70	69	70	69	1
会計計	10	10	10	09	10	09	
総合計	456	455	450	444	450	443	▲13

[※] 各年度4月1日現在の職員数を計上。

(5) 級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

ア 一般行政職

(単位:人、%)

区分	職務	職員数	構成比
1級	主事補	12	3.9%
2級	主事	37	12.1%
3級	主任	34	11.1%
4級	主査	110	35.9%
5級	参事補	76	24.8%
6級	参事	31	10.1%
7級	理事	6	2.0%
	計	306	

[※] 水道・税務・消防部門職員、保育士、保健師、技能労務職、再任用職員及び任期付職員を除く。

イ 消防職

(単位:人、%)

区分	職務	職員数	構成比
1級	主事補	10	15.9%
2級	主事	9	14.3%
3級	主任	13	20.6%
4級	主査	16	25.4%
5級	参事補	12	19.0%
6級	参事	3	4.8%
7級	理事	0	0.0%
	計	63	

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和6年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
令和7.1.1 現在	(A)		(B)	(B/A)
54,838 人	323 億 5, 690 万円	13 億 4, 517 万 5 千円	37 億 947 万円	11.5%

^{※1} 人件費には、特別職に支給された給料・報酬等6億2,249万1千円、退職手当金1億7,379万円を含む。※2 普通会計とは、一般会計、同和地区住宅資金貸付特別会計のことで、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下が道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、上頓野産業団地事業特別会計、水道事業会計を除 いた会計。

(2) 職員給与費の状況(令和7年度普通会計予算)

職員数	給与費					
webx (A)	以本文》	職員手当	期末勤勉	計 (B)	給与費	
(A)	給料	収 貝士ヨ	手当	āl (D <i>)</i>	(B/A)	
366 人 (8 人)	15 億 4, 620 万 8 千円	3 億 3,450 万円	6 億 6, 844 万 7 千円	25 億 4, 915 万 5 千円	681 万 6 千円	

- ※1 職員手当には、退職手当を含まない。
- ※2 給与費は、当初予算に計上された額。
- ※3 1人当たり給与費は、総支給額の平均。
- ※4 職員数374人は、普通会計に属する数。
- ※5 職員数の()内は、暫定再任用勤務職員数の外数。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分		一般行政職	
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
直方市	43.2歳	340,351円	404, 650 円

- ※ 一般行政職とは、一般職の職員(443 人)から水道事業、税務、消防本部、技能労務の職員などを除いたものをいい本市では305人(再任用職員8人及び任期付職員3人を含む)です。
- ※「平均給料月額」には、「給料」、「管理職手当」及び「教職調整額(教育職員のみ支給)」を含む。
- ※「平均給与月額」には、「扶養手当」、「地域手当」、「住居手当」、「時間外勤務手当」など全ての諸手当を含む。

(参考:令和6年4月1日現在)

_ "	一般行政職					
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額			
直方市	43.2歳	330, 375 円	385, 754 円			
福岡県	41.8歳	320,359円	411, 185 円			
玉	42.1歳	323,823円	_			
類似団体	42.8歳	319,556円	376, 793 円			

^{※ 「}平均給料月額」には、「給料」、「管理職手当」、「教職調整額」を含む。

(4) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

×	<u></u> 分	初任給		
一般	大学卒	22 万円		
行政職	高校卒	19万4,500円		

(5) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年以上 20 年未満	経験年数 20 年以上 25 年未満
一般行政職	大学卒	30万2,000円	33万3,200円	37万7,700円
77又1」41人中以	高校卒	27万1,500円	31万5,000円	35万6,600円

[※] 直方市、福岡県、類似団体の「平均給与月額」には、「扶養手当」、「地域手当」、「住居手当」、「時間外勤務手当」など全ての諸手当を含む。

(6) ラスパイレス指数の状況(令和7年4月1日現在)

直方市	福岡県	围
99.5	100.8	100.0

[※] ラスパイレス指数とは、国家公務員(一般行政職)の給与水準を 100 とした場合の地方公務員(一般行政職)の給与水 準を示す指数である。

(7) 職員手当の状況(令和7年4月1日現在)

ア 期末手当・勤勉手当及び退職手当の支給割合

	区分		直	方下	ħ	国		
	期末手当・勤勉手当	項目 支給時期	期 末		勤 勉	期末	勤 勉	
ر ب		6 月期	1.25月分		1.05月分	1.25 月分	1.05月分	
の支給割合	当 勤	12 月期	1.25月分		1.05月分	1.25 月分	1.05月分	
占	勉手	計	2.50月分		2.10月分	2.50 月分	2.10月分	
	=	加算措置	職制上の の級等に			職制上の段階、職務 の級等による措置有		
	区分		直	方下	ħ		国	
		項目 年数等	自己都合	自己都合		自己都合	定年・勧奨	
		勤続 20 年	19.6695月分	24	. 586875 月分	19.6695月分	24. 586875 月分	
		^{勤続 25 年} 28.0395 月分		33	3.27075 月分	28.0395 月分	33.27075月分	
退職	般職	勤続 35 年	39.7575月分 4		47.709月分	39.7575 月分	47.709月分	
退職手当の支給割合	-11-54	最高限度額 47.709 月分		47. 709 月分		47.709月分	47.709月分	
支給		加算措置	定年前早期退職特別	前早期退職特別措置(3%~45%加算)		定年前早期退職特別	则措置(3%~45%加算)	
割合		5 年度 1 人当たり 平均支給額	562 万円		1,936万円	_	_	
		市長	1期4年 16.	32 F	月分 1,460万	6千円		
	特別職	副市長	1期4年 12.	24 F	月分 893万	5 千円		
	-1144	教育長	1期3年 6.	12 F	月分 396万	5 千円		

[※] 退職手当の加算措置については、定年前早期退職を実施した場合のみ対象。(令和6年度については、定年前早期 退職未実施。)

イ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給率		県の制度による支給率		国の制度による支給率	
2. 0% (5. 4%)		5.4%		0.0%	
支給職員数 438 人(1 人)		1 人当たり平均支給	計額	6,882円 (16,300円)	

[※] 支給率、支給職員数、一人当たり平均支給月額各欄の()内の数字は、福岡県庁へ派遣された職員の外数。

ウ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

全体に占める支給職員	の割合	18. 7%	
支給職員1人当たり平	均支給月額	6,156円	
手当数		5種類	
手当の内容	消防救急・災害等業務手当、消防夜間業務手当、汚物処理作業手 当、生活保護現業員手当、行旅病人・死者取扱手当		

手当の名称	支給対象業務・職員	左記職員に対する 支給単価	
生活保護現業員	生活保護法に基づく業務に従事し、常時外勤	日額 230円	
手当	する職員		
行旅病人・死者取	精神病者、行旅病人又は死者の収容に従事し	精神病者、行旅病人	
扱手当	た職員	1件 700円	
		死者	
		1件 2,000円	
汚物処理作業手	ごみ等の処理又は下水しゅんせつ作業に従	日額 300円	
当	事する職員		
	し尿又はごみ処理場の作業に従事する職員	日額 200円	
消防救急・災害等	消防職員が救急車によって救急業務に従事	救急救命士1回510円	
業務手当	した場合	その他1回150円	
	消防職員が災害出動に従事した場合	1回200円	
	消防職員が潜水器具を装着して潜水作業(訓	1回350円	
	練を含む。)に従事した場合		
	消防職員が死体搬出に従事した場合	1回400円	
消防夜間業務手	消防職員(夜間勤務を正規の勤務とする職	その勤務時間が 2 時間	
当	員)が夜間業務に従事した場合	以上の場合 400円	
		2 時間未満の場合 300	
		円	

工 時間外勤務手当

令和 6 年度	支給総額	1億2,972万円
卫仙 0 牛皮	一人当たり平均支給年額	29万2千円
今和 [左座	支給総額	1億2,393万円
令和5年度	一人当たり平均支給年額	27万8千円

オ その他手当

手当名	内 容
扶養手当	配偶者 6,500 円、扶養親族(子)10,000 円、(父母等)6,500 円。 満15 歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある子がいる場合に1人につき5,000円加算。
住居手当	家賃等により 100 円~28,000 円(限度)の範囲内で支給。
通勤手当	利用機関等により 1,300 円~55,000 円(限度)の範囲内で支給。
管理職手当	支給率は給料に対する割合で部長 13%、課長 11%を支給。

(8) 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

I	区 分	給料月額等	区	分	支給割合	
	市長	89万5,000円		市長	6月期	1.725月分
給料	副市長	73 万円		副市長	12 月期	1.725月分
	教育長	64万8,000円	 期末手当	教育長	計	3.45 月分
	議長	50万8,000円	がハナコ	議長	6月期	1.725月分
極婦	副議長	44万6,000円		副議長	12 月期	1.725月分
	議員	41万3,000円		議員	計	3.45 月分

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

ア 標準的な勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前 8 時 30 分	午後5時	午後 0 時 15 分 ~午後 1 時	7時間45分	38 時間 45 分

イ 交替制勤務の消防職員

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1 当務の勤務時間	1週間の勤務時間
刑知时刻	仮眠時間	仮眠時間	□ □7分♥/到/分吋 町	
午前 8 時 30 分	翌日の午前	午後 0 時 15 分~午後 1 時 午後 5 時 15 分~午後 6 時	15 時間 30 分	38 時間 45 分
上的 0 时 20 公	8時30分	午後9時〜翌日午前6時 (2時間の勤務時間を除く)	10时间30万	30 时间 45 万

(2) 休暇制度

休暇の種類		休暇日数等			
白	F次有給休暇	一の年度につき 20 日を付与(前年度に未使用日数がある場合は、最大 20 日を 翌年度に繰越)			
	病気休暇	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間を付与			
	結婚休暇	婚姻する職員に対し、最大7日を付与			
	不妊治療	一の年度につき 5 日付与。体外受精等場合は 10 日付与。			
	生理休暇	生理に伴う身体の異常により、勤務が困難な職員に対し、最大3日を付与			
	つわり休暇	妊娠によるつわりにより、勤務が困難な職員に対し、最大7日を付与			
	検診休暇	母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に、必要と認められる 時間を付与			
	出産休暇 (産前・産後)	妊娠した職員に出産予定日までの8週間、出産日の翌日から8週間を付与			
	育児時間	生後1年に達しない子を養育する職員に対し、1日につき2回(1回30分)を 付与			
特別休	子の看護 休暇	子(中学校就学の始期に達しない子)の看護等が必要な職員、子が在籍する学校等が実施する式典等に参加する職員に対し、一の年度において最大5日(学が2人以上の場合は最大10日)を付与			
	子の養育 休暇	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、当該期間内において最大5日を付与			
暇	配偶者 出産休暇	配偶者の出産に際し、最大3日を付与			
	短期の介護 休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)の介護のために勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度において最大5日(要介護者が2人以上の場合は最大10日)を付与			
	忌引	親族の喪に遇った職員に対し、続柄に応じ、1~10日を付与			
	祭日	配偶者、子、父母の法事等の追悼をする職員に対し、1日を付与			
	夏季休暇	全職員に7月~10月までの間において、5日を付与			
	ドナー休暇	骨髄移植のために骨髄液を提供する職員に対し、検査・入院等に必要となる期間の休暇を付与			
	ボランティア 休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する職員に対し、一の年度におい て最大5日を付与			
	介護休暇	職員が要介護者の介護をするために勤務しないことが相当であると認められる場合、6 月の期間内において必要と認められる 2 週間以上の期間の休暇を付与(休暇期間は無給)。			
	介護時間	要介護者の介護をする職員に対し、3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で休暇を付与(30分単位)(休暇時間は無給)。			

[※] 特別休暇の他の種類として、「交通遮断」、「住居滅失・破損」、「交通機関の事故」、「証人・鑑定人・参考人としての出頭」、「選挙権等の権利行使」、「公務上の負傷・疾病」などがある。

(3) 育児休業取得者数(令和6年度)

(単位:人)

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間 勤務者数
男性	13	3	0
女性	1	1	2
計	14	4	2

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和6年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績の不良	0	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	54	0	54	0
適格性の欠如	0	0	0	0	0	0
廃職過員	0	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	1	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0	0

[※] 上記の分限処分者数は延べ人数であり、同一の者が2回処分を受けた場合は、2人として算定

(2) 懲戒処分者数(令和6年度)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告
法令違反	1	0	0	0	1	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	0	0	0	4	4	0
非違行為	0	0	0	0	0	0

5. 職員の服務の状況

(1) 職員の職務上の義務(令和6年度)

(単位:人)

区分	内容	違反者数
法令等及び上司の職務上 の命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければ ならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行 為をしてはならない	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務に のみ専念しなければならない	0
政治的行為の制限	職員は政治活動をしてはならない	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない	0
営利企業等の従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得てい かなる事業にも従事してはならない	0

(2) 営利企業等従事許可申請の状況(令和6年度)

(単位:件)

区分	申請件数	許可件数
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	24	24
計	24	24

6. 職員の研修の状況(令和6年度)

(1) 一般職員の研修

	研 修 内 容 等	受	講	者	数
	新規採用職員研修				32名
	新任主査研修				9名
	新任係長研修				5名
	新任課長研修				1名
	60歳以降の勤務に関する研修				10名
 庁内	AED講習会				57名
研修	DX 研修				44名
11/11/10多	RESAS 研修				14名
	ハラスメント研修				94名
	情報発信研修				15名
	ダイバーシティ研修				35名
	メンタルヘルス研修(アンガーマネジメント)				25名
	中堅保健師研修				8名

	研 修 内 容 等	受 講 者 数
	公務員倫理研修	652 名
	メンタルヘルス研修(セルフコンディショニング)	93 名
	管理監督職研修(ほめ達研修)	88 名
	主査研修	100 名
	景観街並みゼミナール研修	9名
	メンタルヘルス研修(e-ラーニング)	14 名
	福岡県市町村職員研修所での各種研修	延べ 102 名
派遣	市町村職員中央研修所での各種研修	2名
研修	市町村国際文化研修所での各種研修	1名
1)/ 1)/	全国建設研修センターでの各種研修	1名
	北九州都市圏域事業での各種研修	延べ7名
人権同和	同和問題講演会	57名
研修	人権問題講演会	55 名

(2) 消防職員の研修

)消防職員の研修				
研修内容等	受	講	者	数
○福岡県消防学校	•			
初任教育				4人
特別教育(消防操法指導員研修)				1人
特別教育(水難救助教育)				2人
特別教育(警防実務研修)				1人
幹部教育(初級幹部科A)				1人
専科教育(はしご自動車等教育)				1人
専科教育 (危険物科)				1人
専科教育(救急科)				2人
○北九州市消防局訓練研修センター	_			
実火災体験型訓練研修				30人
第三級陸上特殊無線技士養成課程				2人
高速自動車道福岡県消防連絡協議会における研修会				1人
北九州市消防局消防救助事例研究会				3人
火災調査発表会				2人
〇北九州市消防局	_			
指導・規制事務担当職員研修				2人
女性活躍推進研修会				1人
違反処理研修				1人
危険物規制事務実務研修				1人
○飯塚病院	_			
救急救命士再教育病院実習				4人
気管挿管実習(ビデオ硬性喉頭鏡)				1人

救急救命士就業前病院実習	1人
救急救命士再教育(集合研修)	4人
筑豊地域救命救急研究会研究部会	15 人
筑豊地域救命救急活動事後検証	12 人
○救急救命九州研修所	
救急救命士研修課程	1人
○その他	
危険物安全協会実務担当者研修会	1人
規制事務担当職員研修会	5人
刈払機講習	2人
福岡県消防長会警防研修会	1人
福岡救急医学会学術集会	3人
消防法令研修会	2人
指導・規制事務担当職員研修会	2人
危険物実務研修会	1人
筑豊地域救命救急研修会	11人
全国消防長会九州支部消防長研修会	1人
高速自動車道福岡県消防連絡協議会における研修会	1人
福岡市消防局救助事例研究会	2人
消防相互応援協定消防連絡協議会研修会	2人
九州地区予防実務研修会	1人
福岡県消防長会消防長研修会	1人
筑豊ブロック自殺未遂者支援研修会	2人
福岡県消防救助技術指導者研修会	2人
福岡県女性消防団員研修会	1人
JPTEC 外傷セミナー	2人
飯塚 MCLS 標準コース	2人
福岡県消防設備安全協会直鞍支部 研修会	3人
○資格取得講習	
大型自動車第一種運転免許	1人
第三級陸上特殊無線技士講習	2人
玉掛け技能講習	1人
小型移動式クレーン運転技能講習	1人
潜水士免許	1人
, <u> </u>	

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況(令和6年度)

区分	実施日	受診者数
健康診断	令和 6.8~令和 6.12	592

[※] 健康診断の受診者数には、会計年度任用職員を含む。

(2) 公務災害の発生状況(令和6年度)

	区分	災害件数	
	職務遂行中の負傷		
	公職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷		
	務 ::: : 出張中の負傷		
災 レクリエーション参加中の負傷 害		0	
	き その他の行為中の負傷		
	通勤災害	0	

[※] 加入団体:地方公務員災害補償基金(福岡県支部)

(3) 職員の福利厚生の状況(令和6年度)

区 分	代表的な事業内容	クラブ数
体育事業	体育クラブ活動補助	6

(4) 公平委員会からの勧告に基づく勤務条件等の是正措置(令和6年度)

区分	件数	内 容
勤務条件	0	_
不利益処分	0	_

8. 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和6年度)

係属件数			処理件数						翌年度
前年度	新規	計	却下	取下げ	判定			計	への
からの	請求	(A)			全部	一部	全部	(B)	繰越
繰越					否認	容認	容認		(A)-
									(B)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(令和6年度)

係属件数			処理件数						翌年度
前年度	新規	計	却下	取下げ	判定			計	への
からの	請求	(A)			処分	処分	処分	(B)	繰越
繰越					承認	修正	取消		(A)-
									(B)
0	1	1	0	0	0	0	0	0	1